

経済産業省

20160920商局第1号

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について及び容器保安規則の機能性基準の運用についての一部改正についての一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年10月 3日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について及び容器保安規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20121204商局第6号）、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20121204商局第7号）及び容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409商局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、平成28年10月3日から施行する。

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について</p> <p>廃止・制定 20121204 商局第6号 平成24年12月26日</p> <p>改正 20140326 商局第1号 平成26年4月21日</p> <p>改正 20141114 商局第4号 平成26年11月20日</p> <p>改正 20160920 商局第1号 平成28年10月3日</p>	<p>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について</p> <p>廃止・制定 20121204 商局第6号 平成24年12月26日</p> <p>改正 20140326 商局第1号 平成26年4月21日</p> <p>改正 20141114 商局第4号 平成26年11月20日</p>
<p>1. 総則</p> <p>一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第6条、第6条の2、第7条、第7条の2、第7条の3、第8条、<u>第8条の2</u>、第10条、第11条、第12条、<u>第12条の2</u>、<u>第12条の3</u>、第13条、第18条、第22条、第23条、第26条、第40条、第49条、第50条、第51条、第52条、第55条、第60条、第62条及び第94条の3の技術上の基準をいう。以下同じ。）に<u>適合することについての評価</u>（以下「適合性評価」という。）にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別添の一般高圧ガス保安規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。</p> <p>なお、例示基準に基づかない場合における機能性基準の運用・解釈を明らかにするため、指定完成検査機関、指定保安検査機関、関係都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及び経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ高圧ガス保安室による運用統一連絡会を協会に置くこととする。</p> <p>2. 許可、届出、検査及び認定の手続における取扱い</p> <p>(1) 以下に掲げる許可、届出、検査及び認定において適用すべき機能性基準の詳細基準が例示基準に基づく許可、届出、検査及び認定（以下「例示基準に基づく許可等」という。）のときは、これらに係る申請及び提出（以下</p>	<p>1. 総則</p> <p>一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第6条、第6条の2、第7条、第7条の2、第7条の3、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第18条、第22条、第23条、第26条、第40条、第49条、第50条、第51条、第52条、第55条、第60条、第62条及び第94条の3の技術上の基準をいう。以下同じ。）<u>への適合性評価に当たっては</u>、個々の事例ごとに判断することとなるが、別添の一般高圧ガス保安規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。</p> <p>なお、例示基準に基づかない場合における機能性基準の運用・解釈を明らかにするため、指定完成検査機関、指定保安検査機関、関係都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及び経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ高圧ガス保安室による運用統一連絡会を協会に置くこととする。</p> <p>2. 許可、届出、検査及び認定の手続における取扱い</p> <p>(1) 以下に掲げる許可の申請、届出、検査の申請及び認定の申請（以下「申請等」という。）において適用すべき機能性基準<u>への適合性評価に係る当該申請等の詳細な技術的事項</u>（以下「詳細基準」という。）が例示基準に基づ</p>

「申請等」という。)の取扱いは、規則で定めるところによる。

- ・ 高圧ガス保安法（以下「法」という。）第5条第1項の第一種製造者の製造の許可
- ・ 法第5条第2項の第二種製造者の製造の届出
- ・ 法第14条第1項の第一種製造者の変更の許可
- ・ 法第14条第2項の第一種製造者の変更の届出
- ・ 法第14条第4項の第二種製造者の変更の届出
- ・ 法第16条第1項の第一種貯蔵所の許可
- ・ 法第17条の2第1項の第二種貯蔵所の届出
- ・ 法第19条第1項の第一種貯蔵所の変更の許可
- ・ 法第19条第2項の第一種貯蔵所の変更の届出
- ・ 法第19条第4項の第二種貯蔵所の変更の届出
- ・ 法第20条第1項の完成検査
- ・ 法第20条第3項の完成検査
- ・ 法第20条の4の高圧ガスの販売の届出
- ・ 法第24条の2第1項の特定高圧ガスの消費の届出
- ・ 法第24条の4第1項の特定高圧ガス消費者の変更の届出
- ・ 法第35条第1項の保安検査
- ・ 法第56条の7第1項の指定設備の認定

(2) 例示基準に基づく許可等以外の許可、届出、検査及び認定の申請等は、規則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、3.(6)の詳細基準事前評価書、3.(7)の公開詳細基準事前評価書又は4.(4)の一般詳細基準審査結果通知書を添付する場合にあっては、②の資料を添付することを省略することができる。

- ① 当該申請等において適用する詳細基準
- ② ①に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

くときは、これらに係る申請等の取扱いは、規則で定めるところによる。

- ・ 高圧ガス保安法（以下「法」という。）第5条第1項の第一種製造者の製造の許可
- ・ 法第5条第2項の第二種製造者の製造の届出
- ・ 法第14条第1項の第一種製造者の変更の許可
- ・ 法第14条第2項の第一種製造者の変更の届出
- ・ 法第14条第4項の第二種製造者の変更の届出
- ・ 法第16条第1項の第一種貯蔵所の許可
- ・ 法第17条の2第1項の第二種貯蔵所の届出
- ・ 法第19条第1項の第一種貯蔵所の変更の許可
- ・ 法第19条第2項の第一種貯蔵所の変更の届出
- ・ 法第19条第4項の第二種貯蔵所の変更の届出
- ・ 法第20条第1項の完成検査
- ・ 法第20条第3項の完成検査
- ・ 法第20条の4の高圧ガスの販売の届出
- ・ 法第24条の2第1項の特定高圧ガスの消費の届出
- ・ 法第24条の4第1項の特定高圧ガス消費者の変更の届出
- ・ 法第35条第1項の保安検査
- ・ 法第56条の7第1項の指定設備の認定

(2) 申請等において適用すべき機能性基準への適合性評価に係る詳細基準が例示基準に基づかないときは、特に次に掲げる資料を添付させなければならない。ただし、3.(4)の事前評価書を添付する場合にあっては、②の資料を添付させることを省略することができる。

- ① 当該申請等において適合性評価を行う詳細基準
- ② ①に掲げる詳細基準が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

3. 協会による事前評価

(1) 例示基準以外の詳細基準について、1. に掲げる機能性基準に適合することに関し、協会による事前評価を受けようとする者（(2)に掲げる者を除く。）は、協会が別に定める「詳細基準事前評価実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、詳細基準事前評価申請書を協会に提出するものとする。

この場合において、複数の事例が同一の仕様であって、当該複数の事例に係る詳細基準が同一であるときは、同一の詳細基準事前評価申請書によって申請をすることができるものとする。また、同一の仕様について、一定期間内に反復して申請を行う場合は、包括して申請をすることができるものとする。

(2) 例示基準以外の詳細基準について、1. に掲げる機能性基準に適合することに関し、当該詳細基準の公開を目的に、協会による事前評価を受けようとする者は、要領に基づき、公開詳細基準事前評価申請書を協会に提出するものとする。

(3) (1)に係る事前評価申請書には次の①及び②に掲げる資料を、(2)に係る公開詳細基準事前評価申請書には次の③から⑤までに掲げる資料を添付するものとする。

① 当該適合性評価において適用する詳細基準

② ①に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

③ 公開する詳細基準

④ ③に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

⑤ ③に掲げる詳細基準が公開に適することを証する資料（例えば、当該詳細基準に係る製造施設の使用実績、実証データ及び(6)の詳細基準事前評価書）

(4) (1)及び(2)に係る事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる詳細基準事前評価委員会（以下「事前評価委員会」

3. 協会による事前評価

(1) 詳細基準が例示基準に基づかない場合における1. に掲げる機能性基準への適合性評価に関し、協会による事前評価を受けようとする者に対して、協会が別に定める「詳細基準事前評価実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、事前評価申請書を協会に提出させるものとする。

（新設）

(2) (1)に規定する事前評価申請書には次に掲げる資料を添付させるものとする。

① 詳細基準の案

② ①の詳細基準の案が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

（新設）

（新設）

（新設）

(3) 事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる詳細基準事前評価委員会（以下「事前評価委員会」という。）を設置す

という。)を設置する。

事前評価委員会は、協会が別に定める「詳細基準事前評価委員会規程」に基づき運営する。

(5) 協会は、(1)及び(2)に係る事前評価を行うときは、事前評価委員会に諮るものとする。事前評価委員会は、要領に基づき、(1)に係る事前評価にあつては機能性基準に適合すること、(2)に係る事前評価にあつては機能性基準に適合すること及び公開に適することについて評価を行う。

(6) 協会は、(1)に係る事前評価を行ったときは、要領に基づき、事前評価申請を行った者に対し、速やかにその結果を詳細基準事前評価書により通知しなければならない。

(7) 協会は、(2)に係る事前評価を行ったときは、要領に基づき、事前評価申請を行った者に対し、速やかにその結果を公開詳細基準事前評価書により通知しなければならない。

この場合において、当該詳細基準が機能性基準に適合し汎用性を有する等公開に適すると認められるときは、協会は、遅滞なく、当該公開詳細基準事前評価書を公開しなければならない。

4. 協会による一般詳細基準審査

(1) 一般に広く活用することを目的とした詳細基準（以下「一般詳細基準」という。）が1.に掲げる機能性基準に適合することについて、協会による一般詳細基準審査を受けようとする者は、協会が別に定める「一般高圧ガス保安規則等四規則基準審査規程」（以下「審査規程」という。）に基づき、一般詳細基準審査申請書を協会に提出するものとする。

(2) 協会による一般詳細基準審査の厳正な処理並びに例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加を図ることを目的として、協会に学識経験者等からなる高圧ガス保安基準検討委員会（以下「基準検討委員会」という。）を設置する。

基準検討委員会は、協会が別に定める「高圧ガス保安基準検討委員会規程」に基づき運営する。

る。

事前評価委員会は、協会が別に定める「詳細基準事前評価委員会規程」に基づき、事前評価を行う。

(新設)

(4) 協会は、詳細基準事前評価委員会規程に基づき事前評価を行ったときは、要領に基づき、速やかに事前評価申請を行った者に対し、その結果を事前評価書により通知するものとする。

(新設)

4. 例示基準の改正及び追加等

(新設)

(1) 例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加等を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる高圧ガス保安基準検討委員会（以下「基準検討委員会」という。）を設置する。

(削除)

(3) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行うときは、基準検討委員会に諮るものとする。基準検討委員会は、審査規程に基づき、機能性基準に適合することについて審査を行う。

(4) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行ったときは、審査規程に基づき、(1)の申請を行った者に対し、速やかにその結果を一般詳細基準審査結果通知書により通知しなければならない。

この場合において、協会は、当該一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、機能性基準に適合すると認めるときは、(1)の申請を行った者の求めに応じ、遅滞なく、一般詳細基準審査結果通知書を公開しなければならない。

(5) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行い、当該一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、機能性基準に適合すると認めるときは、(4)に係る結果を経済産業省に報告するものとする。

(削除)

5. 経済産業省による例示基準の改正及び追加

(1) 経済産業省は、協会による3.(2)に係る事前評価の結果を踏まえ、例示基準の改正又は追加を検討するものとする。

(2) 経済産業省は、協会による4.(5)の報告を踏まえ、例示基準を改正又は追加するものとする。

(3) 経済産業省は、(1)及び(2)に関わらず、必要に応じて例示基準を改正又は追加するものとする。

(2) 基準検討委員会は、協会が別に定める「高圧ガス保安基準検討委員会規程」に基づき運営する。

(3) 基準検討委員会は詳細基準作成者の申請に基づき、当該詳細基準が機能性基準を満たすかどうかについて審査する。

(新設)

(新設)

(4) 例示基準は、基準検討委員会の報告を受け、改正及び追加するものとする。

(新設)

改正後	改正前
<p>コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について</p> <p>廃止・制定 20121204 商局第7号 平成24年12月26日 改正 20140326 商局第1号 平成26年4月21日 改正 20141114 商局第4号 平成26年11月20日 改正 20160920 商局第1号 平成28年10月3日</p>	<p>コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について</p> <p>廃止・制定 20121204 商局第7号 平成24年12月26日 改正 20140326 商局第1号 平成26年4月21日 改正 20141114 商局第4号 平成26年11月20日</p>
<p>1. 総則</p> <p>コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第5条、第5条の2、第6条、第7条、第7条の2、第7条の3、第9条、第10条及び第49条の3の技術上の基準をいう。以下同じ。）に適合することについての評価（以下「適合性評価」という。）にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別添のコンビナート等保安規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。</p> <p>なお、例示基準に基づかない場合における機能性基準の運用・解釈を明らかにするため、指定完成検査機関、指定保安検査機関、関係都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及び経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ高圧ガス保安室による運用統一連絡会を協会に置くこととする。</p> <p>2. 許可、届出、検査及び認定の手續における取扱い</p> <p>(1) 以下に掲げる許可、届出、検査及び認定において適用すべき機能性基準の詳細基準が例示基準に基づく許可、届出、検査及び認定（以下「例示基準に基づく許可等」という。）のときは、これらに係る申請及び提出（以下「申請等」という。）の取扱いは、規則で定めるところによる。</p> <p>・高圧ガス保安法（以下「法」という。）第5条第1項の特定製造者の製造の許可</p>	<p>1. 総則</p> <p>コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第5条、第5条の2、第6条、第7条、第7条の2、第7条の3、第9条、第10条及び第49条の3の技術上の基準をいう。）への適合性評価に当たっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別添のコンビナート等保安規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。</p> <p>なお、例示基準に基づかない場合における機能性基準の運用・解釈を明らかにするため、指定完成検査機関、指定保安検査機関、関係都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及び経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ高圧ガス保安室による運用統一連絡会を協会に置くこととする。</p> <p>2. 許可、届出、検査及び認定の手續における取扱い</p> <p>(1) 以下に掲げる許可の申請、届出、検査の申請及び認定の申請（以下「申請等」という。）において適用すべき機能性基準への適合性評価に係る当該申請等の詳細な技術的事項（以下「詳細基準」という。）が例示基準に基づくときは、これらに係る申請等の取扱いは、規則で定めるところによる。</p> <p>・高圧ガス保安法（以下「法」という。）第5条第1項の特定製造者の製造の許可</p>

- ・法第14条第1項の変更の許可
- ・法第14条第2項の変更の届出
- ・法第20条第1項の完成検査
- ・法第20条第3項の完成検査
- ・法第35条第1項の保安検査
- ・法第56条の7第2項の指定設備の認定

(2) 例示基準に基づく許可等以外の許可、届出、検査及び認定の申請等は、規則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、3.(6)の詳細基準事前評価書、3.(7)の公開詳細基準事前評価書又は4.(4)の一般詳細基準審査結果通知書を添付する場合にあっては、②の資料を添付することを省略することができる。

① 当該申請等において適用する詳細基準

② ①に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

3. 協会による事前評価

(1) 例示基準以外の詳細基準について、1. に掲げる機能性基準に適合することに関し、協会による事前評価を受けようとする者（(2)に掲げる者を除く。）は、協会が別に定める「詳細基準事前評価実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、詳細基準事前評価申請書を協会に提出するものとする。

この場合において、複数の事例が同一の仕様であって、当該複数の事例に係る詳細基準が同一であるときは、同一の詳細基準事前評価申請書によって申請をすることができるものとする。また、同一の仕様について、一定期間内に反復して申請を行う場合は、包括して申請をすることができるものとする。

(2) 例示基準以外の詳細基準について、1. に掲げる機能性基準に適合することに関し、当該詳細基準の公開を目的に、協会による事前評価を受けようとする者は、要領に基づき、公開詳細基準事前評価申請書を協

- ・法第14条第1項の変更の許可
- ・法第14条第2項の変更の届出
- ・法第20条第1項の完成検査
- ・法第20条第3項の完成検査
- ・法第35条第1項の保安検査
- ・法第56条の7第2項の指定設備の認定

(2) 申請等において適用すべき機能性基準への適合性評価に係る詳細基準が例示基準に基づかないときは、特に次に掲げる資料を添付させなければならない。ただし、3.(4)の事前評価書を添付する場合にあっては、②の資料を添付させることを省略することができる。

① 当該申請等において適合性評価を行う詳細基準

② ①に掲げる詳細基準が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

3. 協会による事前評価

(1) 詳細基準が例示基準に基づかない場合における1. に掲げる機能性基準への適合性評価に関し、協会による事前評価を受けようとする者に対して、協会が別に定める「詳細基準事前評価実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、事前評価申請書を協会に提出させるものとする。

(新設)

会に提出するものとする。

(3) (1)に係る事前評価申請書には次の①及び②に掲げる資料を、(2)に係る公開詳細基準事前評価申請書には次の③から⑤までに掲げる資料を添付するものとする。

① 当該適合性評価において適用する詳細基準

② ①に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

③ 公開する詳細基準

④ ③に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

⑤ ③に掲げる詳細基準が公開に適することを証する資料（例えば、当該詳細基準に係る製造施設の使用実績、実証データ及び(6)の詳細基準事前評価書）

(4) (1)及び(2)に係る事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる詳細基準事前評価委員会（以下「事前評価委員会」という。）を設置する。

事前評価委員会は、協会が別に定める「詳細基準事前評価委員会規程」に基づき運営する。

(5) 協会は、(1)及び(2)に係る事前評価を行うときは、事前評価委員会に諮るものとする。事前評価委員会は、要領に基づき、(1)に係る事前評価にあつては機能性基準に適合すること、(2)に係る事前評価にあつては機能性基準に適合すること及び公開に適することについて評価を行う。

(6) 協会は、(1)に係る事前評価を行ったときは、要領に基づき、事前評価申請を行った者に対し、速やかにその結果を詳細基準事前評価書により通知しなければならない。

(7) 協会は、(2)に係る事前評価を行ったときは、要領に基づき、事前評価申請を行った者に対し、速やかにその結果を公開詳細基準事前評価書により通知しなければならない。

(2) (1)に規定する事前評価申請書には次に掲げる資料を添付させるものとする。

① 詳細基準の案

② ①の詳細基準の案が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる詳細基準事前評価委員会（以下「事前評価委員会」という。）を設置する。

事前評価委員会は、協会が別に定める「詳細基準事前評価委員会規程」に基づき、事前評価を行う。

(新設)

(4) 協会は、詳細基準事前評価委員会規程に基づき事前評価を行ったときは、要領に基づき、速やかに事前評価申請を行った者に対し、その結果を事前評価書により通知するものとする。

(新設)

この場合において、当該詳細基準が機能性基準に適合し汎用性を有する等公開に適すると認められるときは、協会は、遅滞なく、当該公開詳細基準事前評価書を公開しなければならない。

4. 協会による一般詳細基準審査

(1) 一般に広く活用することを目的とした詳細基準（以下「一般詳細基準」という。）が1.に掲げる機能性基準に適合することについて、協会による一般詳細基準審査を受けようとする者は、協会が別に定める「一般高圧ガス保安規則等四規則基準審査規程」（以下「審査規程」という。）に基づき、一般詳細基準審査申請書を協会に提出するものとする。

(2) 協会による一般詳細基準審査の厳正な処理並びに例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加を図ることを目的として、協会に学識経験者等からなる高圧ガス保安基準検討委員会（以下「基準検討委員会」という。）を設置する。

基準検討委員会は、協会が別に定める「高圧ガス保安基準検討委員会規程」に基づき運営する。

（削除）

(3) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行うときは、基準検討委員会に諮るものとする。基準検討委員会は、審査規程に基づき、機能性基準に適合することについて審査を行う。

(4) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行ったときは、審査規程に基づき、(1)の申請を行った者に対し、速やかにその結果を一般詳細基準審査結果通知書により通知しなければならない。

この場合において、協会は、当該一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、機能性基準に適合すると認めるときは、(1)の申請を行った者の求めに応じ、遅滞なく、一般詳細基準審査結果通知書を公開しなければならない。

(5) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行い、当該一般詳細基準が一般

4. 例示基準の改正及び追加等 （新設）

(1) 例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加等を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる高圧ガス保安基準検討委員会（以下「基準検討委員会」という。）を設置する。

(2) 基準検討委員会は、協会が別に定める「高圧ガス保安基準検討委員会規程」に基づき運営する。

(3) 基準検討委員会は詳細基準作成者の申請に基づき、当該詳細基準が機能性基準を満たすかどうかについて審査する。

（新設）

（新設）

に広く活用できるものであって、機能性基準に適合すると認めるときは、
(4)に係る結果を経済産業省に報告するものとする。

(削除)

5. 経済産業省による例示基準の改正及び追加

(1) 経済産業省は、協会による3.(2)に係る事前評価の結果を踏まえ、例
示基準の改正又は追加を検討するものとする。

(2) 経済産業省は、協会による4.(5)の報告を踏まえ、例示基準を改正又
は追加するものとする。

(3) 経済産業省は、(1)及び(2)に関わらず、必要に応じて例示基準を改正
又は追加するものとする。

(4) 例示基準は、基準検討委員会の報告を受け、改正及び追加するもの
とする。

(新設)

改正後	改正前
<p data-bbox="324 159 896 191">容器保安規則の機能性基準の運用について</p> <p data-bbox="448 207 1108 239">制定 20130409 商局第4号 平成25年5月15日</p> <p data-bbox="448 255 1108 287">改正 20150202 商局第9号 平成27年2月24日</p> <p data-bbox="448 303 1108 335">改正 20160920 商局第1号 平成28年10月3日</p> <p data-bbox="100 399 414 430">1. 容器検査等の実施</p> <p data-bbox="100 446 246 478">(1) 総則</p> <p data-bbox="100 494 1108 981"> 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第44条第1項の容器検査及び法第49条の2第1項の附属品検査並びに法第49条の2第1項の容器又は附属品（以下「容器等」という。）の型式の承認（以下容器検査及び附属品検査と合わせ「容器検査等」と総称する。）において、法に基づき容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）で定める技術上の基準のうち別表第1第1項から第5項まで、第10項及び第11項に掲げる機能性基準に適合することについての評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別表第2第1項右欄及び第2項右欄に掲げる例示基準（以下「容器検査等に係る例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。 </p> <p data-bbox="100 997 1108 1260"> なお、特殊な設計の容器等であって容器検査等に係る例示基準に基づく容器検査及び附属品検査以外の容器検査並びに附属品検査を行う場合における容器則で定める技術上の基準の運用・解釈の整合化を図るため、関係都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及び経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ高圧ガス保安室による運用統一連絡会を協会に置くこととする。 </p> <p data-bbox="100 1276 436 1308">(2) 容器検査等の申請</p> <p data-bbox="123 1324 1108 1444"> ① 容器等の製造の方法、規格及び検査の方法が容器検査等に係る例示基準に基づく容器検査等（以下「例示基準に基づく容器検査等」という。）の申請は、容器則で定めるところによる。 </p>	<p data-bbox="1344 159 1915 191">容器保安規則の機能性基準の運用について</p> <p data-bbox="1467 207 2128 239">制定 20130409 商局第4号 平成25年5月15日</p> <p data-bbox="1467 255 2128 287">改正 20150202 商局第9号 平成27年2月24日</p> <p data-bbox="1131 399 1444 430">1. 容器検査等の実施</p> <p data-bbox="1131 446 1276 478">(1) 総則</p> <p data-bbox="1131 494 2139 981"> 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第44条第1項の容器検査及び法第49条の2第1項の附属品検査並びに法第49条の2第1項の容器又は附属品（以下「容器等」という。）の型式の承認（以下容器検査及び附属品検査と合わせ「容器検査等」と総称する。）において、法に基づき容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）で定める技術上の基準のうち別表第1第1項から第5項まで、第10項及び第11項に掲げる機能性基準への適合性評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別表第2第1項右欄及び第2項右欄に掲げる例示基準（以下「容器検査等に係る例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。 </p> <p data-bbox="1131 997 2139 1260"> なお、特殊な設計の容器等であって容器検査等に係る例示基準に基づく容器検査及び附属品検査以外の容器検査並びに附属品検査を行う場合における容器則で定める技術上の基準の運用・解釈の整合化を図るため、関係都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及び経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室による運用統一連絡会を協会に置くこととする。 </p> <p data-bbox="1131 1276 1467 1308">(2) 容器検査等の申請</p> <p data-bbox="1153 1324 2139 1396"> ① 容器等の製造の方法、規格及び検査の方法が容器検査等に係る例示基準に基づく容器検査等の申請は、容器則で定めるところによる。 </p>

② 例示基準に基づく容器検査等以外の容器検査等の申請は、容器則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、3. (6)の容器検査等事前評価書、3. (7)の公開詳細基準事前評価書又は5. (4)の一般詳細基準審査結果通知書が添付される場合にあつては、ロの資料を添付することを省略することができる。

イ 当該容器検査等において適用する詳細基準

ロ イに掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

2. 登録の実施

(1) 総則

法第49条の5第1項の容器等製造業者の登録（法第49条の8第1項の協会等の調査を含む。以下同じ。）において、容器則で定める技術上の基準のうち別表第1第7項から第9項までに掲げる機能性基準に適合することについての評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別表第2第4項右欄に掲げる例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

(2) 登録の申請

① (略)

② 例示基準に基づく登録以外の登録の申請は、容器則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、3. (6)の登録事前評価書又は5. (4)の一般詳細基準審査結果通知書が添付される場合にあつては、ロ及びハの資料については添付を省略することができる。

イ 当該登録において適用する詳細基準

ロ イに掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、登録に係る容器等の製造の方法、規格又は検査の方法を記した資料）

② 容器等の製造の方法、規格及び検査の方法が容器検査等に係る例示基準に基づく容器検査等以外の容器検査等の申請は、容器則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付させなければならない。ただし、3. (4)の容器検査等事前評価書が添付される場合にあつては、ロの資料を添付させることを省略することができる。

イ 容器検査等において適用する詳細な基準（以下「詳細基準」という。）

ロ イに掲げる詳細基準が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

2. 登録の実施

(1) 総則

法第49条の5第1項の容器等製造業者の登録（法第49条の8第1項の協会等の調査を含む。以下同じ。）において、容器則で定める技術上の基準のうち別表第1第7項から第9項までに掲げる機能性基準への適合性評価に当たっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別表第2第4項右欄に掲げる例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

(2) 登録の申請

① (略)

② 例示基準に基づく登録以外の登録の申請は、容器則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付させるものとする。ただし、3. (4)の登録事前評価書が添付される場合にあつては、ロ及びハの資料については添付を省略させることができる。

イ 登録において適用する詳細基準

ロ イに掲げる詳細基準が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、登録に係る容器等の製造の方法、規格及び検査の方法を記した資料）

ハ 当該登録に係る容器等の製造の方法、規格及び検査の方法が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、3. (6)の容器検査等事前評価書）

3. 協会による事前評価

(1) 例示基準に基づく容器検査等以外の容器検査等又は例示基準に基づく登録以外の登録において、適用する詳細基準が別表第1第1項から第5項まで、第10項及び第11項又は別表第1第7項から第9項までに掲げる機能性基準に適合することに関し、協会による事前評価を受けようとする者（(2)に掲げるものを除く。）は、協会が別に定める「詳細基準事前評価実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、容器検査等事前評価申請書又は登録事前評価申請書を協会に提出するものとする。

この場合において、同一の仕様について、一定期間内に反復して申請を行う場合は、包括して申請をすることができるものとする。

(2) 例示基準以外の詳細基準（容器検査等に係るものに限る。）について、別表第1第1項から第5項まで、第10項及び第11項に掲げる機能性基準に適合することに関し、当該詳細基準の公開を目的に、協会による事前評価を受けようとする者は、要領に基づき、公開詳細基準事前評価申請書を協会に提出するものとする。

(3) (1)に係る容器検査等事前評価申請書には次の①及び②に掲げる資料を、(1)に係る登録事前評価申請書には次の③から⑤までに掲げる資料を、又は(2)の公開詳細基準事前評価申請書には次の⑥から⑧までに掲げる資料を添付するものとする。

① 当該容器検査等において適用する詳細基準

② ①に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

③ 当該登録において適用する詳細基準

④ ③に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、登録に係る容器等の製造の方法、規格又は検査の方法を記した資料）

ハ 登録に係る容器等の製造の方法、規格及び検査の方法が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、3. (4)の容器検査等事前評価書）

3. 協会による事前評価

(1) 容器検査等又は登録について協会による事前評価を受けようとする者に対して、協会が別に定める「詳細基準事前評価実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、容器検査等事前評価申請書又は登録事前評価申請書を協会に提出させるものとする。

(新規)

(2) (1)に規定する容器検査等事前評価申請書には次の①及び②に掲げる資料を添付させるものとし、また、登録事前評価申請書には次の③、④及び⑤に掲げる資料を添付させるものとする。

① 容器検査等において適用する詳細基準の案

② ①の詳細基準の案が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

③ 登録において適用する詳細基準の案

④ ③の詳細基準の案が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、登録に係る容器等の製造の方法、規格及び検査の方法を記した資

⑤ 当該登録に係る容器等の製造の方法、規格及び検査の方法が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、(6)の容器検査等事前評価書）

⑥ 公開する詳細基準

⑦ ⑥に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

⑧ ⑥に掲げる詳細基準が公開に適することを証する資料（例えば、当該詳細基準に係る容器等の使用実績、実証データ及び(6)の容器検査等事前評価書）

(4) (1)及び(2)に係る事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる詳細基準事前評価委員会（以下「事前評価委員会」という。）を設置する。

事前評価委員会は、協会が別に定める「詳細基準事前評価委員会規程」に基づき運営する。

(5) 協会は、(1)及び(2)に係る事前評価を行うときは、事前評価委員会に諮るものとする。事前評価委員会は、要領に基づき、(1)に係る事前評価にあつては機能性基準に適合すること、(2)に係る事前評価にあつては機能性基準に適合すること及び公開に適することについて評価を行う。

(6) 協会は、(1)に係る事前評価を行ったときは、要領に基づき、事前評価申請を行った者に対し、速やかにその結果を容器検査等事前評価書又は登録事前評価書により通知しなければならない。

(7) 協会は、(2)に係る事前評価を行ったときは、要領に基づき、事前評価申請を行った者に対し、速やかにその結果を公開詳細基準事前評価書により通知しなければならない。

この場合において、当該詳細基準が機能性基準に適合し汎用性を有する等公開に適すると認められるときは、協会は、遅滞なく、当該公開詳細基

料)

⑤ 登録に係る容器等の製造の方法、規格及び検査の方法が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、3. (4)の容器検査等事前評価書）

(新規)

(新規)

(新規)

(3) 協会の容器検査等及び登録に係る事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる詳細基準事前評価委員会（以下「事前評価委員会」という。）を設置する。

事前評価委員会は、協会が別に定める「詳細基準事前評価委員会規程」に基づき、容器検査等及び登録に係る事前評価を行う。

(新規)

(4) 協会は、詳細基準事前評価委員会規程に基づき容器検査等の事前評価又は登録の事前評価を行ったときは、要領に基づき、速やかに事前評価申請を行った者に対し、その結果を容器検査等事前評価書又は登録事前評価書により通知するものとする。

(新規)

準事前評価書を公開しなければならない。

- (8) 例示基準に基づく登録以外の登録が申請される場合には、(1)及び(2)における容器検査等に係る事前評価等において、当該登録に係る容器等の製造の方法、規格及び検査の方法の詳細基準が機能性基準に適合することが確認されていることを前提とする。

4. (略)

5. 協会による一般詳細基準審査

- (1) 一般に広く活用することを目的とした詳細基準（以下「一般詳細基準」という。）が別表第1に掲げる機能性基準に適合することについて、協会による一般詳細基準審査を受けようとする者は、協会が別に定める「詳細基準審査規程」に基づき、一般詳細基準審査申請書を協会に提出するものとする。

- (2) 協会による一般詳細基準審査の厳正な処理並びに例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加を図ることを目的として、協会に学識経験者等からなる高圧ガス容器規格検討委員会（以下「規格検討委員会」という。）を設置する。

規格検討委員会は、協会が別に定める「高圧ガス容器規格検討委員会規程」に基づき運営する。

(削除)

- (3) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行うときは、規格検討委員会に諮るものとする。規格検討委員会は、詳細基準審査規程に基づき、機能性基準に適合することについて審査を行う。

- (4) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行ったときは、詳細基準審査規程に基づき、(1)の申請を行った者に対し、速やかにその結果を一般詳細基準審査結果通知書により通知しなければならない。

この場合において、協会は、当該一般詳細基準が一般に広く活用できる

- (5) 例示基準に基づく登録以外の登録が申請される場合には、(3)に規定する容器検査等に係る事前評価等において、当該登録に係る容器等の製造の方法、規格及び検査の方法の詳細基準が機能性基準に適合していることが確認されていることを前提とする。

4. (略)

5. 例示基準の改正及び追加等 (新設)

- (1) 例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加等を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる高圧ガス容器規格検討委員会（以下「規格検討委員会」という。）を設置する。

- (2) 規格検討委員会は、協会が別に定める「高圧ガス容器規格検討委員会規程」に基づき運営する。

- (3) 規格検討委員会は詳細基準作成者の申請に基づき、当該詳細基準が機能性基準を満たすかどうかについて審査する。

(新設)

ものであって、機能性基準に適合すると認めるときは、(1)の申請を行った者の求めに応じ、遅滞なく、一般詳細基準審査結果通知書を公開しなければならない。

(5) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行い、当該一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、機能性基準に適合すると認めるときは、(4)に係る結果を経済産業省に報告するものとする。

(削除)

6. 経済産業省による例示基準の改正及び追加

(1) 経済産業省は、協会による3.(2)に係る事前評価の結果を踏まえ、例示基準の改正又は追加を検討するものとする。

(2) 経済産業省は、協会による5.(5)の報告を踏まえ、例示基準を改正又は追加するものとする。

(3) 経済産業省は、(1)及び(2)に関わらず、必要に応じて例示基準を改正又は追加するものとする。

別表第1及び第2 (略)

(新設)

(4) 例示基準は、規格検討委員会の報告を受け、改正及び追加するものとする。

(新設)

別表第1及び第2 (略)